

# 令和6年第1回上里町議会定例会会議録第6号

令和6年3月21日（木曜日）

## 本日の会議に付した事件

- 日程第35（町長提出承認第1号）専決処分の承認を求めることについて  
日程第36（町長提出議案第28号）上里町税条例の一部を改正する条例について  
日程第37（町長提出議案第29号）令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
日程第34 請願・陳情について

## 出席議員（13人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
8番	齊藤崇君	9番	植原育雄君
10番	高橋正行君	11番	新井實君
12番	沓澤幸子君	13番	高橋仁君
14番	黛浩之君		

欠席議員 7番 猪岡 壽君

## 説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	齊藤雅男君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	税務課長	間々田由美君
町民福祉課長	及川慶一君		

## 事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 荒井純一

## ◎開 議

午前11時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ◎不適切な部分の発言の取消しの申出について

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員から14日の議案第21号 令和6年度上里町一般会計予算審議における賛成討論の発言について、会議規則第64条により、不適切な部分の発言の取消しの申出がありましたので、高橋勝利議員の発言を許可いたします。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 5番高橋勝利でございます。

14日の令和6年度上里町一般会計予算審議における賛成討論において、私の発言中に不適切な部分がありましたので、謹んで取消しをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

申出のとおり、5番高橋勝利議員の発言の取消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、申出のとおり発言を取り消すことに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま町長から承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件、議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件、議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件、議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件、議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計

補正予算（第4号）についての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第35 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第35、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） では、お願い申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月24日に成立し、令和6年3月1日に施行されたことに伴い、上里町事務手数料条例の一部を改正する条例について、令和6年3月1日に地方自治法第179条第1項により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されたことに伴い、国の戸籍情報連携システムを通じて、電子化された届出等情報や本籍地以外での市区町村で戸籍証明書等の取得が可能となりますが、新たに、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の交付等ができるようになります。その交付手数料を規定するために、上里町事務手数料条例について、所要の改正を行うものであります。

それでは、条文の改正内容について御説明申し上げます。

改正の内容でございますが、第2条第1項中において、事務の種類及び手数料の額を定めているところですが、第47号を第49号とし、第34号から第46号までを2号ずつ繰下げ、第33号中「書類」の次に「又は電子化された届出書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項第35号とし、第32号を第34号とし、第31号中「証明」の次に「（電子化された届出書等情報の内容の証明を含む）」を加え、同号を同項第33号とし、第30号を第32号とし、第29号を第31号とし、第28号の次に次の2項「第29号戸籍電子証明書提供用識別符号の交付1件につき400円」「第30号除籍電子証明書提供用識別符号の交付1件につき700円」を加えるものであります。

文言整理を行い、必要となる改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を規定しており、この条例は公布の日から施行とい

たしております。

以上で、専決処分をいたしました上里町事務手数料条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第36 町長提出議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第36、町長提出議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例についての御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行いたいので本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要を御説明申し上げます。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害では、生活基盤となる家財や生計手段に甚大な被害が生じており、かつ発災日が令和5年分所得税（令和6年度分個人住民税）の課税期間に近接していることなどの事情を総合的に勘案し、令和5年分所得税・令和6年度分の個人住民税について、今般の災害による損失に係る特別な措置を講ずることとして、令和6年2月21日に地方税法等が改正施行されました。これに伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例規定の整備を行うものでございます。

続きまして、改正の内容を御説明申し上げます。

附則5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例規定を新たに追加するものでございます。

第1項では、所得割の納税義務者の選択により、災害による損失を令和5年分所得または令和6年分所得のいずれかで適用することができるとするものでございます。

第2項では、前項で適用を受けた者と生計同一の扶養親族についても、同様の適用ができるとするものです。

第3項では、住民税申告書等に特例規定の適用を受ける旨を記載することにより、特例規定が適用となるとするものです。

附則第6条は、医療費控除の特例を定めており、引用法令の改正により生じた条ずれを改めるものでございます。

最後に、附則でございます。

条例の施行期日について規定し、公布の日から施行するものといたします。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 上里町税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第37 町長提出議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第37、町長提出議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

[副町長 島田邦弘君発言]

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

本補正予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,692万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億5,065万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款4県支出金は7,692万7,000円の増額補正で、歳出の療養給付費等の増額による普通交付金の増額となっています。

歳入合計は、現計予算に対して7,692万7,000円を追加し、34億5,065万3,000円とするものでございます。

次に、歳出ですが、款2保険給付費は7,692万7,000円の増額補正で、医療費の増額見込みに伴う療養給付費と高額療養費の増額となっています。

算出合計も歳入同様、現計予算に対し、7,692万7,000円を追加し、34億5,065万3,000円とするものでございます。

以上、令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由説明とさせて

いただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎町長挨拶

○議長（黛 浩之君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、御礼の挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました条例及び補正予算、そして令和6年度当初予算などの各議案につきまして、慎重御審議の上、御議決を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度におきましても、引き続き町政の発展・推進につきまして、議会議員の皆様方の各段の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、健康をお祈り申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前11時15分休憩

午前11時28分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

#### ◎日程第34 請願・陳情について

○議長（黛 浩之君） 日程第34、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託をいたしました陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情の件は、休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、植原育雄議員。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 議席番号9番、総務経済常任委員長の植原育雄でございます。

令和5年12月定例議会において、総務経済常任委員会に付託されました陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情書について、同議会で継続審査となりました。

その件につきまして、3月18日月曜日午前9時より、委員会室3において委員7名出席の下、審議の充実を図るため、参考人（総務課長と担当職員）の出席を求めて慎重に審議いたしました。

陳情の要旨ですが、1つ目は、庁舎管理規則に定められている事項の厳守、また、職員のハラスメントが生じる懸念から、庁舎内で無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止または自粛してください。かつ、住民の大切な個人情報を探る執務室内に立ち入っての配達・集金が行われないように行政に求めてください。

2つ目は、政党機関紙の購読は個人の自由ですが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないため、私的に購読する職員は自宅などを配達先・集金先とするよう、職員に改善を求めてください。

3つ目は、上里町役場内においても、職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されて、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。心理的圧迫を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。

上里町庁舎管理規則の関係条項等は次のとおりです。

上里町庁舎管理規則の第5条（許可を必要とする行為）「何人も、庁舎において次の各号に掲げる行為をする場合は許可を受けなければならない」とあり、同条第1項第1号には、庁舎

内における物品の販売・宣伝・勧誘・その他これに類する行為は、許可を受けなければならないとあります。また、同規則第7条（許可の条件等）の第1項は、町長は、許可を与える場合において必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、または守るべき事項を指示することができるのとあります。

上里町は庁舎管理規則に該当するかどうか十分吟味し、該当する場合は第5条（許可を必要とする行為）第1項第1号の該当者に対して許可を受けるように働きかけ、第7条（許可の条件等）第1項により許可を与える場合に必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、または守るべき事項を指示すべきです。

協議の概要と採択の理由ですが、現状は、執務室内に立ち入っての配達・集金等は大切な個人情報保護のために禁止しているとのこと。

2、政党機関紙の購読は個人の自由ですが、庁舎内の政治的中立性への疑義を生じさせないための配慮をすべきです。

3、私的に購読する職員は、政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなく自宅などのプライベートな場所で行うように政党機関紙の勧誘・配達・集金する関係者に働きかける必要があります。

4、上里町は庁舎管理規則の関係者に対して陳情の要旨の疑義を払拭するための努力をすべきです。

審議した結果、陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情書については採択といたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（黛 浩之君） 以上で、総務経済常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 総務経済常任委員長にお聞きしたいと思います。

同様の内容の陳情が全国的に提出されてきているんですね。そういう中でこの庁舎管理規則、上里町が昭和49年11月に規定されていますけれども、庁舎管理規則は、非常勤特別職である議員が行う行為まで想定しているものなんでしょうか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） これも何て言いますか、議員に対しても職員に対しても、これは適用するべきだと私は思っております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 神奈川県は、結構陳情が早くから出ている自治体の一つでありますけれども、そちらの自治体の総務部長さんが、庁舎管理規則は議員の行う行為まで想定しているとは思っていない。議員は、非常勤特別職である。配達周期についても常識的な範囲で行われていると思われるし、どの行為も議員の行う活動の一つと考えておまして、庁舎管理規則で規制するものではない。あくまでも購読は本人の自由意思に基づくものと答弁しています。

庁舎は、議員にも幅広く利用が認められていると思うんですね。私も議員になって7期目ですけれども、今までこの申請しなさいと言われたことはありませんでした。ですので、議員はそういう活動が認められているという判断の下に、しかしながらコロナ禍だとか、個人情報の保護の観点から、最近はその都度その都度、御相談してきましたし、特に個人情報の観点からは、私だけではなくて議員全体に対しても執務室に入らないようにということをおっしゃって、そのルールの中で、行動してきていたわけなんですけれども、そのところを本当にそうなのかどうか確認したいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 参考人である総務課長に確認をしましたところ、執務室には入らないようにということで、個人情報の関係もありますので、そこら辺は指示をしているということでもあります。

議員についても、職員についても、この庁舎管理規則がある限りは、その中で行動をすべきだと私は思っております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 庁舎内の政治的中立性というところでお尋ねしたいんですけれども、政党に所属する議員の立場から申しますと、自治体職員に機関紙の購読を働きかけていくことは、憲法で保障された政治活動の一つというふうに捉えています。実際、職員は様々な考えを持つ住民及び政党議員の考えを把握するために、その一環として機関紙を購読することもあるというふうに思います。それは個人の判断によるものと思います。新聞の報道内容は時には業

務に関わって重要なこともあり得ると思います。そのため資料として、仕事期間中に手にすることもそれはあるのではないかなというふうに考えるところです。やはり、幅広い情報を得て、住民のために心を砕くという立場上、そういうことが保証されているのではないかと思いますけれども、その点についてお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 今、質問にありましたように、まず、政党機関紙であっても個人的に購読することは政治的行為であるということは、直ちには認められないと私は思います。しかしながら、中立性を求めるといったその辺から考えますと、庁舎内で配達・集金とかいろいろやっていた場合には、住民の方がどうに感じるかだと思うんですね。そこら辺が中立性に欠けるのではないかなというふうに私は思っております。

たとえ政治的活動にないとしても、やはり私的に行動する職員は政党機関紙の配達・集金に応じる際は、公共施設ではなくて自宅などのプライベートな場所で行うようにするのが私はよいかと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 個人的な御意見としては分かりました。

それで、職員の皆さんも必ず役場内で取ってくださいということを強制しているわけではありません。ですので、庁舎内で他の資料を読むと同じように、休憩時間もあるわけですので、その時間に目を通すことなどは非難すべきことではないかなというふうには私は考えます。その点についてもお聞きしたいと思うんです。

職員の中立性というのは職員がどういう機関紙や雑誌を読むかではなくて、住民に対して職員の思想心情とかそういう資料とするものが何にあるかではなくて、町民に対して接するときの中立性が問われることではないかと思っておりますけれども、その点について再度お聞きします。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 職員につきましては、就業規則とか職務専念義務が休憩時間を除いて職員は拘束されることとなります。そういった形でやはり執務時間内といいますが、勤務時間は8時30分から5時15分ということになりますけれども、その中に休憩時間は1時間含まれているということでもあります。この休憩時間については、職員も拘束されておりませんので、例えば食事をしたり、携帯電話を使用したり、外出したり、自由になると思うん

ですね。休憩時間においては束縛されることはありませんので、その時間に何というんですかね、議員さんがいろいろ行動するということが大丈夫かなというふうに思いますが、やはり一般の住民が、議員さんが配達・集金とかいろいろやっている場合に、一般の住民がどういうふうに見るかですよね。そこら辺のことをやはり重要視しなければいけないかなというふうに私は考えております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） もう一つお聞きしたいのは、③番目の心理的な圧力を感じたという実態がないかどうか、職員に寄り添って調査確認するようにというふうに求めていますけれども、そして今回の陳情書と併せてたくさんの資料が添付されてきたと思いますけれども、上里町の添付資料の中には、過去多くの自治体に添付されていた世界日報は、外されていただけども、この世界日報というのは旧統一協会が関わって発行していた新聞です。こういうものが添付されて、全国的に陳情書が行われてきました。

共産党は、統一協会のことにつきましても、ずっと一貫して追求してきていますので、そういう部分もあると思います。しかしながら、行政に対して求めているんだと思うんですけれども、この調査というのは最高判決の中で質問項目の中には思想及び良心の自由の保証との関係で、限界に近い領域にあると言わざるを得ないということで、思想、良心の自由の侵害と紙一重にある行政の政治的責任を指摘しているんですね。ですので、そのことを求めている趣旨の入った陳情を採択するということはいかがなものかなというふうに思いますけれども、また、今、統一協会の方々は、解散命令も出されている団体であります。そうした趣旨からどのようにお考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 添付書類として、陳情書の統一協会については、ちょっと私存じませんので、そこら辺はお答えするわけにはいきませんが、この政党機関紙を勧誘されて、その際に、心理的な圧力を感じたという実態があるかないか確かめる方法としまして、課長については、総務課長が課長ヒアリングの中で、課題や悩み事を直接に聞いて相談し、解決に向けての努力をしているということでもあります。

それから、課長以外の職員については、自己申告制度により、申告していただき、課題や悩み事の対応をしていると。そういうことで今現在やられている状況だというふうに総務課長から伺っております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、3月議会で同僚議員からハラスメントの実態調査を行ってはどうかという提案があったと思います。私もそのことは職員の皆さんがストレスを抱えずに気持ちよく仕事をしていただく上では重要なことかなというふうに思っています。しかし、政党機関紙に絞っての調査というのは、先ほど最高判決にもありますように、逆に職員の思想信条の自由、いろいろなものを自由に選べる、そういうところを萎縮させることになるのではないかなというふうに思うところなんです。過去に職員の方から、そういうハラスメントの相談があったことの報告は確認されていますか。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 植原育雄君発言〕

○総務経済常任委員長（植原育雄君） 過去にそういう心理的な圧力があったかどうかということについては、この総務経済常任委員会の中では確認はしておりません。ただ、アンケートにつきましては、今後、町のほうでそのアンケート調査をできるようにしたいというような、そういうお話は総務課長のほうからは受けております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど述べました最高判決からいっても、今後、そういうアンケートを取るということはちょっとまずいのではないかなと思うんですね。上里町は、メンタルヘルスチェックを毎年行っておりまして、職員の健康維持と公務の効率的な運営に資するため、定期健康診断と産業医による健康相談も同時に実施しています。そういう場を使って、あらゆるハラスメントについて自由に訴えられる場所を設けていくということは、私は必要だと思うんです。私もあくまでもこちらはお願いする立場なので、断っていただくこともあります。それも自由です。お願いですということで、お声はおかけして、強制するような立場にはもちろんないわけです。お金を払って購読いただくわけですので、何ていうんでしょうか、憲法に抵触するような調査やアンケートというのは、まずいのではないかなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょう。

○議長（黛 浩之君） 総務経済常任副委員長。

〔総務経済常任副委員長 石井慎也君発言〕

○総務経済常任副委員長（石井慎也） 1番、石井です。

副委員長として先ほどの質問に対してお答えさせていただきます。

ヒアリングの中で、総務課長のほうからアンケートは確かに一般質問でもあったように取っ

ていく、パワハラとかその他ハラスメントに対してのやはりアンケートというのは、実施すべきだっていうふうな回答はいただいております。しかしながら、一つの政党紙などそれに対して特化したようなアンケートというのはやはり取りづらいのではないかというふうな説明はいただいておりますので、今回はこの一つ政党紙で、さらにそこからハラスメントにつながっていくような内容だったりとということもあったと思うので、そのハラスメントについて取ることはできると思うが、その一つの政党紙に対してそれを取っているのか、取っていないのかとか、それに対してどうだというふうなアンケートはちょっとさすがにそれは難しいんじゃないかというふうに説明はされておりました。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情を採択するということに対して反対の討論を行います。

今回の陳情については、政党の政治活動について審議する陳情であり、憲法で保障する政治活動に制限を加えようとするものであり、賛成できません。

まず、陳情の①については、そもそも庁舎管理規則は、町民一般を対象に定められたものであり、議員の活動まで規制の対象とはしていないものと思います。どの政党であっても政党の機関紙を広範な国民に勧めることは、憲法が保障する正当な政治活動です。

政党に属する議員が、自治体の職員に機関紙の購読を働きかけ、配達・集金する活動は憲法で保障された政治活動です。

まず、購読する職員にとっては、個人の思想信条の自由、内心の自由の問題です。

自治体職員は、様々な政党の考えや政策を把握するために、政党機関紙を購読することに制限を妨げることは許されません。しかし、議員も庁舎の適正な管理のために、管理規則の趣旨を踏まえ、行動することは当然であると考えます。上里町においてもそうしたことから、庁舎内においては、個人情報保護などに配慮して行われていると思います。

②については、一般に新聞等の報道は業務に関わって必要になることもあります。その場合、勤務時間中に業務の一環として活用することもあり得ます。さらに、行政の中立性というのは、住民に対して、公平・中立の立場で接することにあつて、個々の職員がどの新聞を購読してい

るか、思想や心情には関わらないことです。

そして、3番目、ここが一番大きいと思います。

町は、ハラスメントの防止や対応しています。しかし、この陳情の内容ではあたかも勧誘において、ハラスメントがあるかのように内容が歪曲されているように思われます。

最高判決にもあるように、職員の調査そのものは先ほど副委員長からも説明がありましたけれども、町のほうもきちんと捉えてくれていることに感謝したいと思います。いわゆる個人の思想・信条、内心の自由、政党の政治活動の自由を侵しかねない調査になることを行政も理解していただいていることだと思います。そうしたことからしますと、この③も含まれた陳情を採択するという事は好ましくないというふうに考えますので、総務経済常任委員会では採択と判断したようでありますけれども、採択すべきではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） この政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情におきまして、採択ということに対して、賛成の立場で討論いたします。

私も、公明党という機関紙を持っている政党に所属しております。しかし、庁舎内で私はここ10年間議員をやらせてもらっている中で、職員のところへ行って啓蒙をしたり、集金をしたりということは一切ございません。先ほど質疑者である沓澤議員が常識の範疇でやっているということをおっしゃってございました。庁舎内でやるそのものは常識の範疇だとは私は認識できません。なぜならば、議員の休憩場所で啓蒙や集金をしている姿を見て、これもおかしいのではないかと感じるどころがあります。ましてや庁舎内の中で職員が議員と職員の関係性の中で、威圧を感じるのは当たり前の中で、その中で啓蒙をする。集金をする。本当に先ほど委員長が言っていました。外から見ても一般の方がその姿を見たらどう思うだろう。これも常識の範疇ではないと確信できるどころであります。したがって、この庁舎内じゃなくても啓蒙はできるし、集金もできます。機関紙の啓蒙については、全てそういう形を取っていくべきと私たちは主張しているところでございますので、この採択について賛成いたします。

以上。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第4号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情の件を起立により採

決いたします。

この陳情に対する総務経済常任委員会の審査結果は採択であります。

本陳情を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本陳情は採択することに決定いたしました。

---

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期日程等について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午後0時2分閉会